

白馬ジャンプ競技場		
<p>施設の特徴【意見】 (p148)</p>	<p>当施設について、指定管理者及び県にとっての当面の課題は、施設を適切かつ効率的に管理していくことを第1のテーマとし、冬季オリンピック開催施設として、見学者からより一層のリフト利用料収入の確保できるよう、県と指定管理者が協力して観光施設としての知名度を上げていくことと考える。</p>	<p>指定管理者の白馬村と定期的な協議の場を設け、利用者サービス向上と管理経費の節減に努め、適切な管理運営を行ってまいります。 (教育委員会)</p>
<p>白馬村が指定管理者となっていることの是非【意見】 (p149)</p>	<p>白馬ジャンプ競技場はラージヒルジャンプ台とノーマルヒルジャンプ台が併設されており、ノーマルヒルジャンプ台は地元自治体である白馬村が直営で管理している。ラージヒルジャンプ台は長野県が所管しているが、白馬村が指定管理者を務めており、両ジャンプ台とも実質的には白馬村が一体で管理運営している。 併設されている施設同士で所管が異なるのは不自然な印象も受けるが、管理面等において、現状では特段の問題や不効率は見受けられていない。また、観光施設としての知名度を高めていくためには、県と指定管理者(白馬村)が協力していくことが望ましく、そのためには県と村がそれぞれ施設を所管する現在の体制が有効な面もあるかとは思われる。この体制をより有効なものとするためには、今後も県と白馬村との連携の強化に留意していく必要がある。</p>	<p>指定管理者の白馬村と定期的な協議の場を設け、連携を強化し、適切な管理運営を行ってまいります。 (教育委員会)</p>
<p>選定委員会の構成について【意見】 (p151)</p>	<p>選定委員会の構成メンバーは6人全員が県教育委員会事務局の職員であった。白馬村を前提として指定管理者候補者を選定するとしても、選定のプロセスに外部者を交え、外部者の立場からの意見を聞くことは、今後、施設の運営を図っていく上で有用と考える。</p>	<p>平成23年度指定管理者選定委員会においては、構成メンバー5人の内、2名を外部有識者とした。 (教育委員会)</p>
青年の家		
<p>指定管理者制度の導入に合理性があるか～指定管理料の算定～(両施設)【意見】 (p157)</p>	<p>指定管理者制度の導入により、人件費は減少したが、一方でサービスの質の低下の原因となる可能性もある。人件費の減少については評価できるが、人員の減少によりサービスの質の低下が生じていないかについては、今後とも注意していく必要がある。</p>	<p>サービスの質の低下がないように、引き続き、利用者アンケートの内容の確認や実地調査において適切な指導を行ってまいります。 (教育委員会)</p>
<p>「公の施設」としてのあり方や施設の必要性(両施設)【意見】 (p159)</p>	<p>県内には、県の施設である須坂青年の家及び松川青年の家の他に、国立の施設(国立信州高遠青少年自然の家)、市町村立の青年の家及び少年自然の家(松本青年の家等)の類似施設がある。 当面は指定管理者制度導入の効果を検証することが重要であるが、中長期的には必要となる修繕の規模や他の類似施設の利用状況等を勘案して、再度施設のあり方を検討する必要がある。</p>	<p>新たな行政・財政改革の中で今後の施設のあり方を検討してまいります。 (教育委員会)</p>
<p>県と市町村との役割(松川青年の家)【意見】 (p160)</p>	<p>須坂青年の家は、施設は県が所有し、指定管理者として民間企業(株)フードサービスシンプが運営を行っている。松川青年の家は、施設は県が所有し、指定管理者として松川町が運営を行っている。県としてはともに今後とも県の施設として維持していく方針であるが、県が施設を所有する現在の形態が適切であるか否か見直す余地がある。</p>	<p>新たな行政・財政改革の中で今後の施設のあり方を検討してまいります。 (教育委員会)</p>
<p>直営から指定管理者制度への移行(須坂青年の家)【指摘】 (p160)</p>	<p>引継ぎ前の事前調査が足りなかったため、不要物、ゴミの問題が発生した。引継ぎ前には事前調査を十分に行い、不要物の処分費用の負担等については県との間で合意し、処分の計画を立てておくことが望ましい。</p>	<p>引継ぎ時に引継ぎ者・引受者・県の三者で不要物等の確認を行い、処分については、原則として引継ぎ者が処分することといたします。 (教育委員会)</p>
<p>選定委員会の委員構成について【意見】 (p164)</p>	<p>選定過程における透明性、客観性の確保の観点からも過半数を外部委員とすることが望ましい。</p>	<p>次回更新に係る選定委員会では、外部委員を過半数とします。 (教育委員会)</p>

<p>施設の管理運営～指定管理者制度導入後の利用状況について～(両施設)【意見】</p> <p>(p164)</p>	<p>近年における利用者の減少傾向の原因としては、施設の老朽化や少子化の影響など様々な要因が考えられる。県としても今後は日帰り研修人員の数など正確な統計データの把握に努め、指定管理者とともに利用者の増加のためのより効果的な対策を検討することが望まれるところである。</p>	<p>報告事項を見直し、利用実態の正確な把握に努めます。</p> <p>日帰り研修人員については、平成22年度から利用計画書を提出し実際に利用した者のみカウントすることにより正確な人数の把握に努めています。</p> <p>利用者増に向け、更なるサービスの向上や自主事業の充実等を図るよう、各施設への指導・助言を行ってまいります。</p> <p>(教育委員会)</p>
<p>利用料金は妥当な設定となっているか(両施設)【意見】</p> <p>(p165)</p>	<p>日帰りの場合のキャンプ場やマレットゴルフの利用については、利用料金は収受していない。青年の家は宿泊施設としての位置付けであり、日帰り利用は従来想定していなかったため、条例上に規定がされていないからである。日帰り利用についても、施設利用に要する光熱水費等の経費は生じている。キャンプ場やマレットゴルフの日帰り利用は、条例に料金について規定がない状態であり、今後検討が望まれる。</p>	<p>平成22年度から利用料金制を導入しましたが、日帰り利用の料金については、施設の設置目的に従い、他県の状況などを参考に今後検討してまいります。</p> <p>(教育委員会)</p>
<p>施設の管理運営～施設の修繕計画について～(両施設)【意見】</p> <p>(p166)</p>	<p>松川青年の家の玄関の屋根修繕工事は平成24年度に予定されているところであるが、正面玄関の屋根は傷みが顕著であり、施設の印象を低下させていることは明らかである。施設・設備の安全性は何よりも大事であるが、利用者増加対策上の効果も考慮して修繕工事の優先度は柔軟に決定することが望ましい。</p>	<p>厳しい財政状況ではありますが、緊急性が高いものから順次改修できるよう予算の確保に努めます。</p> <p>(教育委員会)</p>
<p>施設の管理運営～日帰り利用者数の把握について～(須坂青年の家)【意見】</p> <p>(p167)</p>	<p>平成22年度における日帰り利用の大幅な減少は、カウントの仕方の相違が影響しているものと予想はできるが、詳細は不明である。利用状況を一定の基準に従って継続して算定し、期間比較するためには、日帰り利用者数の把握の仕方について基準を定め、指定管理者と県との間で合意しておくことが望ましい。</p>	<p>日帰り利用については、より正確な利用人数を把握するため、平成22年度から各施設では、宿泊利用と同様に利用許可申請書の提出があり、実際に利用した者を利用者としてカウントすることとしています。</p> <p>(教育委員会)</p>
<p>施設の管理運営～指定管理期間と固定資産投資について～(須坂青年の家)【意見】</p> <p>(p167)</p>	<p>固定資産等の投資については、事業者である指定管理者と県が緊密に連絡し、協議して投資を進める仕組みが必要である。そのためには指定管理者が設備投資計画を作成し、県に提出して県と協議の上、県の負担で投資を行う手続を整備することが望まれる。</p> <p>また、指定管理期間が長期になると、県の負担ではできない設備投資であっても、指定管理者の負担で行い、指定管理期間内に投資額を回収できる可能性もある。より長期の指定管理期間としていくことも検討に値すると考えられる。</p>	<p>厳しい財政状況ではありますが、引き続き、各指定管理者の要望を把握し、必要な設備の整備について予算の確保に努めます。</p> <p>(教育委員会)</p>
<p>収支状況のモニタリングについて(両施設)【意見】</p> <p>(p170)</p>	<p>県は、月次の定期報告として、管理業務の実施状況、利用状況、利用料金収入の実績等の報告を受けているが、支出の実績に関するものは含まれていない。</p> <p>毎月収支状況の実績の報告を受けることにより、指定管理者による管理運営状況を財政面から把握することが可能となる。月次あるいは四半期ベースで収支の実績の報告を入手することが望ましい。</p> <p>また、年1回は企業全体の決算書等を入手して、企業全体の収支状況を確認することができるように協定書で定めておく等が望ましい。</p>	<p>県の指定管理者制度導入施設全体にかかる意見でもあり、行政改革課で「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング要領」の改正を今後検討することとしているので、連携して対応することとします。</p> <p>(教育委員会)</p>
少年自然の家		
<p>指定管理者制度の導入に合理性があるか～指定管理料の算定～(両施設)【意見】</p> <p>(p176)</p>	<p>指定管理者制度の導入により、指定管理料というコストが削減されたという点だけとらえれば、指定管理者制度は効果があったということがいえるが、本来であれば、サービス水準を維持又は向上した上で費用も削減努力が認められれば評価ができる。したがって、今年度以降、サービス水準の評価と合わせて費用の削減効果を判断する必要がある。</p> <p>なお、管理費については、3年間の平均値をそのまま指定管理料としているが、管理費について、費用の削減余地がないかについては今後も検討が必要である。</p>	<p>平成22年度の管理運営状況の評価を実施し、各施設とも一定のサービス水準の向上が図られたと評価しました。</p> <p>指定管理料は毎年1パーセント相当額を経費節減努力の反映として減額していますが、引き続き各施設の管理運営状況を的確に把握し、適正な指定管理料の算定に努めます。</p> <p>(教育委員会)</p>

<p>直営から指定管理者制度への移行（望月少年自然の家）【指摘】 (p178)</p>	<p>望月少年自然の家では、指定管理者制度移行後の4月のイベントについて引継ぎのため3月中の広報が十分にできなかった。したがって、引継ぎ直後のイベント（広報者と事業実施者が違う場合）については、事前に検討する必要がある。少なくとも、引継時には直近のイベントの実施を避けるか、実施する場合には広報についても引継者と引受者との間で十分調整する必要がある。</p>	<p>主催事業の実施は家の管理運営業務の一つであり、継続性が必要であることから、引継者と引受者が役割を明確にした上で、引継後適切に事業が行えるよう、県において引継時に必要な指示を与えてまいります。 (教育委員会)</p>
<p>非公募とする理由の公表（阿南少年自然の家）【意見】 (p182)</p>	<p>非公募による候補者も公募と同様に選定委員会による審査が行われることより、非公募とすること自体に問題はないが、非公募とした場合には非公募とした理由を公表する必要がある。</p>	<p>次回更新時には、非公募の理由を公表します。 (教育委員会)</p>
<p>選定基準における最低点の設定（阿南少年自然の家）【意見】 (p182)</p>	<p>選定に必要な最低点についてもガイドライン等で定めておく必要があると思われる。特に、非公募の場合候補者が1者なので、施設の管理能力があるかを判断するために最低点の設定は重要となる。</p>	<p>県の指定管理者制度導入施設全体にかかる意見でもあり、行政改革課で「指定管理者制度に関するガイドライン」の改正を今後検討することとしているので、連携して対応することとします。 (教育委員会)</p>
<p>選定委員会の委員構成について（両施設）【意見】 (p182)</p>	<p>選定委員は、選定過程における透明性、客観性の確保の観点からも過半数を外部委員とすることが望ましい。</p>	<p>次回更新に係る選定委員会では、外部委員を過半数とします。 (教育委員会)</p>
<p>施設の管理運営～指定管理者制度導入後の利用状況について～（両施設）【意見】 (p182)</p>	<p>近年の利用者の減少傾向の原因は、施設の老朽化や少子化の影響など様々な要因が考えられるが、県は今後も積極的に広報活動を行うよう指定管理者に指導するなど、利用者が減少しないよう努力する必要がある。</p>	<p>県としても引き続き、利用者の実態把握に努めるとともに、利用者増に向けた各施設への指導・助言を行ってまいります。 (教育委員会)</p>
<p>施設の管理運営～自治体が指定管理者の場合の考え方～（阿南少年自然の家）【意見】 (p184)</p>	<p>阿南少年自然の家と松川青年自然の家はそれぞれの指定管理者が阿南町と松川町となっている。少年自然の家、青年の家の場合、利用が県全土に及ぶということで今後も県の施設として維持するという考え方も妥当であろう。一方、阿南少年自然の家のように、施設の周りには阿南町の施設が複数あり地元とのつながりが強いことより、移管すべきとの議論も当然ある。施設の管理のあり方については今後も継続的な検討が必要であろう。</p>	<p>平成22年度に指定管理者制度に移行したばかりであり、当面はこの制度により施設の管理を図っていくこととしますが、新たな行政・財政改革の中で、施設のあり方を検討してまいります。 (教育委員会)</p>
<p>施設の管理運営～自治体が指定管理者の場合の課題～（阿南少年自然の家）【意見】 (p185)</p>	<p>指定管理者制度が導入される目的は、民間能力の活用であるが、地方自治体が指定管理者の場合にはおのずと限界がある。しかしながら、阿南少年自然の家の場合は、阿南町が近隣の町有施設と一体的な運営を行うことで、県ができなかったサービスを行っている。また、経費の縮減を図ることはできるが、それは節減努力の結果というよりも半ば強制的な指定管理料（特に人件費）の縮減の結果なので、指定管理者が努力を怠れば、更にその分サービス水準は低下する可能性がある。県としては、今後もサービス水準の向上を引き続き図ることが望まれる。</p>	<p>利用者の視点に立ったサービスの向上に努めるよう、実施する事業が、協定書や事業計画等に沿ったものであるか、引き続き実地調査等で確認し、必要な指導・助言をしてまいります。 (教育委員会)</p>
<p>利用料金は妥当な設定となっているか～料金水準～（両施設）【意見】 (p186)</p>	<p>県においては、平成22年度から指定管理者制度を導入するに当たって、宿泊利用者に対して利用料金を徴収することとした。今後も適正な指定管理料の設定について検討を継続していく必要がある。その際には、指定管理者の実情と教育施設としての使命のバランスを考慮し、幅広い意見を聞く中で議論していく必要があるが、更に、指定管理者のモチベーションの増加につながっているかも考慮する必要がある。</p>	<p>平成22年度から指定管理者制度導入とあわせ、受益負担の観点から利用料金制を採用しましたが、適切な料金体系については、引き続き検討してまいります。 (教育委員会)</p>
<p>利用料金は妥当な設定となっているか～日帰りの場合の利用料金の問題～（両施設）【指摘】 (p186)</p>	<p>少年自然の家は宿泊施設としての位置付けなので、日帰り利用の場合に利用料金を徴収することはできない。しかし、従来と比べて交通事情が改善され、今後も日帰り利用の増加が見込まれる状況にある。今回、少年自然の家及び青年の家を訪問して、日帰り利用についても利用料を徴収できないかとの意見が多くあった。日帰り利用の利用料金を徴収するためには、宿泊施設としての位置付けを見直し、条例を整備・改正する必要があるが、今後検討は必要であろう。</p>	<p>平成22年度から利用料金制を導入しましたが、日帰り利用の料金については、施設の設置目的に従い、他県の状況などを参考に検討してまいります。 (教育委員会)</p>

<p>利用料金は妥当な設定となっているか～利用料金の徴収～(望月少年自然の家)【指摘】 (p187)</p>	<p>宿泊でキャンプ場を申し込んだ者が日帰りに変更になったケースで、利用料金を徴収したことがあった。既に利用者に料金を返還しているとのことであるが、指定管理者としても利用料金の考え方について誤解している部分もある。県としての利用料金についての考え方を明確に指示することが望ましい。</p>	<p>日帰りのキャンプ場利用者の利用料金は徴収できないため、望月少年自然の家に徹底するよう指示をしました。また、連絡会議等を通じて他の施設に対しても指示しました。 (教育委員会)</p>
<p>サービス向上への取組～少年自然の家、青年の家間での連携～(両施設)【意見】 (p187)</p>	<p>県には、2つの少年自然の家と同じく2つの青年の家があるが、指定管理者は民間会社が2つ、地方自治体が2つとなっている。少年自然の家と青年の家においては、地方自治体が指定管理者の場合における課題の解決策として、定期的な連絡協議会の開催も有効と考える。これにより、民間会社が指定管理者となっている施設などの利点などを他の施設に活用することも可能だからである。</p>	<p>平成22年度は、12月に連絡会議を開催しました。今後も必要に応じ、連絡会議を開催し、情報の共有等を図ってまいります。 (教育委員会)</p>
<p>サービス向上への取組～施設の有効活用～(阿南少年自然の家)【意見】 (p188)</p>	<p>阿南少年自然の家において、施設の一部が使われていない部分があった。施設を確認したところ、何らかの活用が期待できることより、県としても今後有効に活用されるよう指定管理者との検討が必要である。</p>	<p>未使用部分は、1階宿泊棟の地下部分であるが、作業用具置場と雨天時の活動場所として利用していきます。 (教育委員会)</p>
<p>サービス向上への取組～秋・冬の課題～(両施設)【意見】 (p188)</p>	<p>少年自然の家、青年の家はどの施設も秋・冬の期間における利用率が低い。今までも検討は行われているものと思われるが、引き続き施設所管課と指定管理者間での検討が必要である。</p>	<p>指定管理者制度導入後、秋・冬期間の利用者が増加している家もあり、引き続き、自主事業を工夫するなど指定管理者と連携しながら利用者確保の取組を行ってまいります。 (教育委員会)</p>
<p>モニタリングについて～利用率等の統計データの問題～(両施設)【意見】 (p188)</p>	<p>利用率(延人員)は、分母は開所日数×収容人員、分子には、キャンプ、日帰り、宿泊含めすべての人数を含めている。しかしながら、この方法では分子と分母が整合していない。利用率の計算や利用者数の把握の仕方については、現在の利用状況を正確に反映する基準に改める必要がある。</p>	<p>利用率は様々なとらえ方があり、指定管理者と相談し、より利用実態を反映させた利用率の算定方法を検討してまいります。 (教育委員会)</p>
<p>社会福祉総合センター</p>		
<p>指定管理者の交代は適切に行われているか【指摘】 (p193)</p>	<p>平成18年度の指定管理者制度導入前より、地下倉庫や1階ロビー、廊下や階段などのスペースに入居団体等の物品が置かれていた。平成22年3月に指定管理者が処分をした。 県は、指定管理者が許可区域外を使用する入居団体を発見した場合は速やかに県に報告するように、指定管理者に対して指導する必要がある。また、県は直ちに是正措置をとり、これに違反する団体は翌年度からの施設の使用を認めない等の対応が必要である。</p>	<p>指定管理のガイドラインに基づく引継ぎを県が立合いで行います。 平成24年度指定管理者更新時に、基本協定書条文中に指定管理者の責務として、報告の義務規定を定めます。 県は、指定管理者から報告を受けた時は、当該団体の事情を確認した上で是正の指示を行います。 (地域福祉課)</p>
<p>選定委員会の委員構成について【意見】 (p195)</p>	<p>選定過程における透明性、客観性の観点からも選定委員は過半数を外部委員とすることが望ましい。</p>	<p>外部委員を過半数にするように検討いたします。 (地域福祉課)</p>
<p>施設の管理運営～入居団体の総合センター利用規則遵守～【意見】 (p195)</p>	<p>県は、現在の総合センターの利用実態に合った利用規則を定め、入居団体の守るべき規則と指定管理者の責任と権限を明確にし、指定管理者の指示に従わない入居団体がいる場合には退去を指示するなどの必要がある。</p>	<p>平成23年4月1日付けで条例、管理規則、基本協定に基づく「長野県社会福祉総合センター管理運営基本規定」を整備し、入居団体等が守る事項を定めました。 また、平成23年度行政財産目的外使用許可の使用条件に「指定管理者が管理上必要な事項について行う指示に従う」旨の事項を追加しました。 (地域福祉課)</p>
<p>施設の管理運営～正面ロビースペースの活用について～【意見】 (p196)</p>	<p>施設利用者のために、障害者団体が経営する福祉喫茶がある。当該喫茶室がロビーから見てガラス張りのスペースであるが、ガラス張りの半分近い面の正面に高さ180センチメートルほどの書籍のラックで囲われた喫茶室職員の休憩スペース兼倉庫がある。景観を害するものであるから、このような利用方法は望ましいものではない。 また、喫茶室の倉庫と、喫茶室職員のための休憩室を別途確保して利用の効果を高める必要がある。</p>	<p>平成24年度以降、センターの耐震改修工事が予定されており、喫茶室のガラス部分も工事対象であることや、センター併設の県機関が平成23年度末に移転することから、後利用も含め、総合的な調整をしながら喫茶室職員の休憩室等に充てる部屋について検討します。 (地域福祉課)</p>

<p>施設の管理運営～打楽器、レコード等の処分及び未利用スペースの活用について～【意見】 (p197)</p>	<p>施設の倉庫には打楽器、音響設備の他にレコードや視覚障害者用の点字楽譜が大量に保管されている。これは指定管理者制度導入前から存在していたものであるが指定管理者に引き継がれておらず、センターでの貸出対象物品にも含まれていない。それぞれ適切な施設に移管したり、売却することが望まれる。 また、設備の老朽化により貸出しを行っていない管理スペースを保有している。未利用スペースを活用することが望ましい。</p>	<p>設備、物品の処分については、実態の把握を行いつつ関係団体と相談中です。 未利用スペースの活用については、平成24年度以降予定している耐震改修工事の終了後に、空き部屋の調整を検討する中で、併せて有効な活用方法を検討します。 (地域福祉課)</p>
<p>指定管理者の施設の収支状況～収支改善対策について～【意見】 (p198)</p>	<p>平成20年度に第1回指定管理期間が終了し、第1回の指定管理期間の累積赤字は5,189千円である。また、平成21年度から第2回指定管理期間が開始しているが、料金改定による増額見込額の半額の指定管理料が減額され、再び指定管理者に赤字が発生している。 赤字の主な原因は、有料利用の増加が予定より少なかったことに対して減免利用が増加したこと、夜間警備費の増加である。 県は、社会福祉総合センターの利用料金の利用料減免制度の見直しや、最終退庁者の機械警備の手順について関係団体に厳守させることなど施設利用団体への指導のありかたなど見直しを行う必要がある。</p>	<p>減免利用の増加による収入減については、減免対象等の見直しを行い収入確保の検討を行います。(平成23年度未だに見直しを行います。) 常時夜間勤務の団体が退去予定であり、夜間警備費の減少が見込めます。 (地域福祉課)</p>
<p>サービス評価委員会の評価の活用【意見】 (p200)</p>	<p>指定管理者の業績評価には、第三者を交えたサービス評価委員会による客観的な評価が有用となる。したがって、県は、指定管理者に対して、サービス評価委員会による評価結果を県に提出するように指示し、業績評価に活用する必要がある。</p>	<p>基本協定書には、その旨規定してあるので、サービス評価委員会の評価結果を更に活用し、利用者のサービス向上に努めます。 (地域福祉課)</p>
<p>障害者福祉センター</p>		
<p>指定管理者制度の改善～業務水準に関する規定の設定について～【意見】 (p205)</p>	<p>指定管理者の独自性及び主体性を確保した上で、県が要求するサービス水準を確保するためには、その業務に関連して教室や自主事業を少なくとも何回は実施するといった業務水準について、具体的な規定を定めることが望ましい。</p>	<p>指定管理者に期待する施設の業務水準については、指定管理者の独自性等を損なわない範囲で、可能な限り、仕様書に明記してまいります。 (障害者支援課)</p>
<p>選定委員会の委員構成について【意見】 (p207)</p>	<p>選定過程における透明性、客観性の観点からも過半数を外部委員とすることが望ましい。</p>	<p>外部委員を過半数にするように検討いたします。 (障害者支援課)</p>
<p>施設の管理～体育施設の障害者の利用促進について～【意見】 (p207)</p>	<p>当施設は、障害者と健常者が一緒に利用することで、障害者の社会参加促進に寄与するものである。実際の使用状況をみると、健常者の利用割合が、卓球室では7パーセントであるが、アーチェリー場、陸上競技場、遊戯室では75パーセント以上となっている。県として利用割合の目標値を設定する必要はないと考えるが、施設によっては障害者の利用を促進するような工夫をすることが望まれる。</p>	<p>障害者スポーツは、障害の程度や特性により行える種目に制限があり、また、用具の価格や指導者の存否等の要素も影響して、種目によって競技人口に大きな差があり、このことが施設の利用状況にも影響していると思われます。 障害者の利用割合が低い体育施設については、当該施設を使用したスポーツ教室やイベントの開催、施設利用についての幅広い周知、用具の無料貸出等により、障害者の利用を促進してまいります。 また、遊戯室については、近隣地域への呼び掛けやイベントの開催等により、障害がある幼児の利用を促進してまいります。 (障害者支援課)</p>
<p>利用料金の設定～体育施設の利用料金について～【意見】 (p208)</p>	<p>障害者の利用は無料であるが、健常者の利用は有料となっている。また、健常者に対する利用料金は、障害者と利用者の交流の促進の観点から政策的に割安に設定されているが、近隣自治体である長野市の一般の施設に比して著しく安くなっているため、受益者負担の観点から見直しを検討することも必要である。</p>	<p>健常者の利用料金は、平成20年度に県立の類似施設の状況を調査して、改定しました。 今後は、近隣自治体の類似施設の状況も参考に、受益者負担の適正化を図るため、必要に応じて利用料金の見直しを検討してまいります。 (障害者支援課)</p>
<p>モニタリング～文化施設の利用実態の把握と施策貢献の評価の必要性について～【意見】 (p209)</p>	<p>文化施設の利用状況は体育施設と同様に人数で把握している。しかしながら、文化施設の業務実績を評価するためには、より詳しい利用実態を把握することにより、施設の利用と福祉施策(障害者の文化活動・社会参加の促進)への貢献を評価し、施策効果の向上を促進する必要がある。</p>	<p>会議室やホール等の文化施設については、申込書類から利用者(団体)の属性、利用目的等を把握するとともに、当施設が実施する文化芸術教室の参加者アンケート等を分析し、業務実績の評価を行い、障害者の社会参加や自己表現の場の提供に努めてまいります。 (障害者支援課)</p>

Ⅲ 直営施設各論		
技術専門校		
社会的なニーズへの対応～教科の見直しについて～【意見】 (p218)	技術専門校は、新規高卒者、離転職者等を対象として、就業に必要な基礎的な技能・知識習得のための職業訓練を実施している。失業者の職業転換支援という点から分析すると、入校者に占める雇用保険受給者の割合が4人に1人という現状から推測すれば、技術専門校が再チャレンジを求める層にとって魅力的に映っていない可能性も否定できない。可能な限り失業者の職業転換支援についても力点をおくべきものとする。	技術専門校の訓練科目については、現在行っている訓練科目・コースに関して、企業ニーズ、技能の動向を検証しつつ、過去の応募、入校、就職状況等について、具体的に指標等による検証を行い、職員配置の効率化や管理維持経費削減の観点から、実施体制等について見直しを行ってまいります。 (人材育成課)
社会的なニーズへの対応～訓練科目について～【意見】 (p220)	松本技術専門校は、第2次産業向け訓練科目がほとんどであり、訓練期間も長期である。県内に占める産業構造をみると、第3次産業従事者の割合は都道府県中最も低いといえども、57.0パーセントを占めている(平成17年国勢調査)。県内の産業構造に対応するという目的から、第3次産業向け訓練科目の設置や、早期就業に配慮した訓練期間の短縮なども検討課題であると思われる。	
直営であることの合理性があるか～指定管理者制度導入の是非について～(技術専門校共通)【意見】 (p222)	技術専門校について、指定管理者制度の導入についてはメリット・デメリットを慎重に検討する必要があると思われる。 しかしながら、訓練科目によっては、民間ノウハウの活用が可能な分野もあることから、業務委託や市場化テスト等を活用して、住民ニーズと地域ニーズに対応できるようなサービス向上を検討する必要がある。 なお、現在、長野県職業能力開発審議会において、第9次長野県職業能力開発計画の策定に向けて審議中である。今後の技術専門校のあり方を検討する中で、指定管理者制度の導入についても、検討がされる予定となっており、長野県職業能力開発審議会における審議を見守るべきものと思われる。	平成22年4月から都道府県が職業能力開発促進法の規定に基づき設置した公共職業能力開発施設について、当該都道府県以外の者が管理運営することができることとなったことから、指定管理者制度の導入については、他県の導入状況を見ながら、そのメリット、デメリットなどを十分調査研究した上で検討してまいります。 (人材育成課)
サービス向上への取組～非常勤職員の確保について～(松本技術専門校)【意見】 (p224)	非常勤講師の報酬は、その有する経験や知識に応じて定められている。しかし、担当者によっては非常勤講師と大差のない勤務時間が求められる環境下に置かれている。 現場は非常勤講師への転換を希望しているものの、現況の財政下にあっては即時実行は困難であると思われる。このため、任期付職員の採用など多様な雇用形態等も検討する必要があると思われる。	職員の退職に伴う欠員を常勤職員で補充できるような職員採用に努めるとともに、多様な雇用形態による職員採用について検討してまいります。 (人材育成課)
運営コストの削減への取組～コスト分析の結果について～【意見】 (p225)	松本技術専門校の1年間のフルコストは202,329千円であり、平成21年度(4月入校日現在)における在校生数93人で割ると、1人当たりのコストは約218万円となる。これに対して授業料は約12万円である。 収集可能な範囲で他の地方自治体や民間と比較すると、松本技術専門校がコスト高となった一因は、充足率67.5パーセント(定員は80人)の低さと(東京23区内の職業能力開発センターの充足率は9割前後)、加えて1校当たりの定員の少なさ(都内では255～560人前後)があると考えられる。また、技術専門校の運営については、国が設置すべき訓練機器等が定められており、私立専修学校が支給していない訓練手当を支給しているという背景もある。 技術専門校という特殊性を考慮しながらも、費用対効果を評価して、費用削減に向けた取組が望まれる。	技術専門校の運営について、今後とも引き続き経費節減に努めてまいります。 (人材育成課)
職員数の削減と非常勤化について【意見】 (p226)	職員の退職に伴う欠員が生ずるたびに非常勤職員によって補充されてきた結果、現在では訓練課職員数19人に占める非常勤職員の割合は36.8パーセントとなっている。人員削減による行革の取組は従前と比較してなされているといえるが、常勤と非常勤では待遇面での格差もあり、業務内容に対応した給与水準なのかどうか、勤務形態の多様化とともに検討することが望まれる。	職員の退職に伴う欠員を常勤職員で補充できるような職員採用に努めるとともに、多様な雇用形態による職員採用について検討してまいります。 (人材育成課)

<p>県立図書館</p>		
<p>県立図書館のあり方【意見】 (p230)</p>	<p>これからの図書館には、社会変化に応じた新たな図書館サービス、新たな役割が求められる。従来の貸出重視のサービスに加えて、調査研究への支援やレファレンス・サービス、時事情報の提供等のサービスを行うことによって、地域の課題解決や地域振興を図る必要がある。具体的には、学校教育支援、ビジネス（地場産業）支援、子育て支援、医療・健康、福祉、法務等に関する情報や、地域資料などの地域の実情に応じた課題解決型の情報提供サービスが必要である。また、デジタル化社会に対応できるよう、利用者の情報リテラシーの向上を図ることが必要である。</p>	<p>課題解決支援機能を強化するため、医療基本情報、闘病記、法務入門、子育て支援、就業支援、郷土の情報、園芸のお手伝い、地域産業支援の八つのテーマごとに資料を揃える課題解決支援コーナーを設け、平成23年9月から利便性の高い情報提供サービスを開始しました。今後、当該コーナーを充実してまいります。 (教育委員会)</p>
<p>自己評価に基づく運営改善【意見】 (p231)</p>	<p>社会変化に対応して求められるサービスは、今後ますます多様化すると考えられる。県立図書館では、課題と注力すべきサービスを明らかにし、そのための具体的な戦略と目標を掲げる必要がある。そして、その目標の達成状況が具体的にわかる業績指標を設定して自己評価を行い、運営改善に取り組む必要がある。</p>	<p>平成24年度から開始を予定している自己評価に向け、平成23年度において評価マニュアルを策定したほか、取組の基礎資料として、平成23年5月に利用者満足度調査を実施しました。 (教育委員会)</p>
<p>直営であることの合理性があるか～県立図書館と指定管理者制度～【意見】 (p233)</p>	<p>県立図書館は、サービスにノウハウの蓄積が必要であること等の理由により、指定管理者制度の導入は、議論の上から外れている。しかしながら、まずは、県立図書館の提供するサービス水準が全国的にみて高いものかどうかを客観的に評価する必要がある。現状では、業績指標は貸出冊数等しかないため、県立図書館としての使命や目標が達成されているかどうかを評価することができない。図書館の目標とそれを達成するための実行計画、達成度を評価できるような業績指標を開発して、外部識者や利用者等による外部評価を実施することが必要である。その上で、指定管理者制度の問題点に留意しつつ、指定管理者制度や業務委託等の民間ノウハウの活用を検討することが必要である。 県立図書館については、直営を維持するのであれば、サービス水準の評価を行い、より高いサービス水準へ取り組む必要がある。</p>	<p>県立長野図書館への指定管理者制度の導入については、県立図書館の任務である市町村図書館への支援・連携、図書館行政における県立図書館の果たす役割等を勘案すると、当面は直営を維持することが適当と考えられることから、自己評価等により、高いサービス水準の維持に努めてまいります。 (教育委員会)</p>
<p>県と市町村との役割～市町村立図書館への支援サービス～【意見】 (p233)</p>	<p>市町村と連携したサービスの展開として、図書館間の相互貸借、市町村立図書館からのレファレンス・サービスへの対応、図書一括貸出制度の利用促進などに取り組んでいる。しかしながら、県立図書館では市町村立図書館支援サービスに関する業績指標を設定していない。また、市町村立図書館支援サービスにおける県立図書館の役割を明確にするため、今後とも市町村立図書館と更なる協議を重ね、要望を把握してサービス向上に役立てる必要がある。</p>	<p>市町村支援については、自己評価基準に取り込み、図書館協会公共図書館部会を通じて市町村からの要望を把握するように努めています。 (教育委員会)</p>
<p>運営コスト削減とサービスの向上【意見】 (p234)</p>	<p>県立図書館の業務には、県の職員が実施すべき固有の業務と、業務委託等により民間等のサービスを活用できる業務があると考えられる。 図書館の業務を細かく分析して県が行うべき業務と民間が可能な業務を明らかにして、経営の効率化を検討する必要がある。例えば、レファレンス・サービス、市町村立図書館・学校等への団体貸出、県立図書館ボランティア活動の支援、企画事業の実施、企画展示などは民間が可能な業務である。 県においては、業務のあり方と県職員の役割、関与度合を見直すなどしてサービス向上への更なる取組が望まれる。</p>	<p>現在、館の維持管理についてはできる限り民間委託により実施し、カウンターにおけるサービス等には嘱託職員を活用しています。利用者に対するサービスを細分化して民間に委託することが県民サービスの向上となるかどうか、実務上可能かどうかについては、更に検討を進めます。 (教育委員会)</p>
<p>効率的で効果的な運営への取組～事業分析の結果～【意見】 (p237)</p>	<p>図書館業務の事業分析を行い、図書館の業務を市町村支援サービスと県民への直接サービスに分類して、それぞれの運営コストを試算した。 その結果、市町村支援サービスに従事する職員数は8.5人（県職員6.5人、嘱託職員2人）であり、その人件費は50,092千円である。また、県民への直接サービスに従事する職員数は21.5人（県職員11.5人、嘱託職員10人）であり、その人件費は101,823千円である。直接サービスには、市町村支援サービスに係る人件費の倍以上の人件費がかかっている。直接サービスの効率化の検討が課題である。</p>	<p>県立長野図書館と市町村立図書館との連携が重要であることは論をまたないところですが、来館して利用する県民へのサービスも図書館の基本的任務の一つです。このため、一定のサービス水準を確保しつつ、さらなる効率化に努めます。 (教育委員会)</p>

<p>カウンター業務の効率化【意見】 (p238)</p>	<p>図書館業務のコスト分析を行った結果、カウンター業務に従事している県職員は延べ15人である。実働人数は4.2人で、人件費は29,728千円である。カウンター業務に従事している県職員は、主にレファレンス業務を行っている。また、カウンター業務に従事している非常勤職員は12人全員である。実働人数は3.4人で、その人件費は6,945千円である。カウンター業務に従事している職員の人件費は、合計36,673千円である。</p> <p>レファレンス業務を含めて、カウンター業務のような利用者サービスは、県職員が直接行う業務なのか、あるいは業務委託等により民間ノウハウを活用できる業務なのか、今後のあり方を検討する必要がある。</p>	<p>来館する利用者へのサービスは図書館の基本的任務であり、一定のサービス水準は確保しなければならないことから、本の貸出し・返却を扱うだけでなく課題解決に向けたレファレンスを行うカウンター業務を県職員が行うことが直ちに非効率と認められるものではないと考えられます。このため、引き続きそのあり方について検討してまいります。 (教育委員会)</p>
<p>資料装備の効率化【意見】 (p239)</p>	<p>購入する図書資料のうち89パーセントは装備済みのものを購入し、残りは図書資料と書誌データを別個に購入して、県立図書館で装備作業を行っている。図書館で装備作業を行う場合、配架までに1週間程度の時間を要する。</p> <p>装備済みの資料を購入すれば、図書館内の業務の合理化の他、資料到着後、迅速な配架が行える。装備済みの資料の購入を進めることが必要である。また、業務委託を含めた装備作業の効率化を検討する必要がある。</p>	<p>装備済みの資料の購入先としては県外大手企業に限られていることから、郷土資料や未装備であっても安い価格で購入できる場合は未装備の資料を購入しています。装備済み資料は図書館としてもメリットが大きいため、装備済み資料の購入に努めます。 (教育委員会)</p>
<p>県民への直接サービス向上のためのマネジメント【意見】 (p240)</p>	<p>図書館においても、民間の経営と同様に、計画-実行-評価のマネジメントを向上することが必要である。そのためには、資料収集方針や、注力すべきサービスを明確化して、利用者サービスの向上に結び付けていくことが望まれる。</p>	<p>年度当初に図書館の運営方針を定め、サービスを体系化した上で自己評価を行います。こうした取組により、更にサービスを向上させてまいります。 (教育委員会)</p>
<p>サービス向上への取組～レファレンス～【意見】 (p240)</p>	<p>図書館の設定した目標に沿ったレファレンスが 증가しているかどうかを把握して、レファレンス業務が成果を上げているかどうかを検証するためには、従来の区分に加えて、図書館が目指している方向性に沿ったテーマ(例えば起業支援)別にレファレンスを区分して把握することが有用であるとする。</p>	<p>課題解決支援コーナーに関するレファレンスの統計をとることにより、把握してまいります。 (教育委員会)</p>
<p>サービス向上への取組～利用者育成～【意見】 (p241)</p>	<p>利用者の質問に対する「回答」を与える従来のサービスに加え、利用者が図書館を効果的に利用できるよう、検索ツールの利用方法や資料検索のノウハウを伝えるなど、利用者の情報検索能力を育成することも今後の検討課題である。</p>	<p>図書館ホームページにパスファインダーを掲載して検索を支援しているほか、レファレンスにおいて育成に努めます。 (教育委員会)</p>
<p>サービス向上への取組～検索ツールの提供～【意見】 (p242)</p>	<p>雑誌記事の効率的な検索を可能にして、雑誌の利用を促進するために雑誌記事索引集データベースの導入を検討することが必要である。</p>	<p>導入に向け予算確保に努めます。 (教育委員会)</p>
<p>デジタル資料の必要性【意見】 (p242)</p>	<p>県立図書館では従来収集していた資料に加えて、オンラインデータベース等をどのように導入していくかは重要な課題である。県立図書館の資料費は40百万円(平成21年度)であるが、雑誌・書籍などの資料費とデジタル資料購入費の資源配分の見直し、あるいはデジタル資料購入のための財源確保を検討することが必要である。</p>	<p>書籍等の旧来の資料と新たなデジタル資料の必要性のバランスを考えながら、効果的な予算の確保と執行に努めます。 (教育委員会)</p>
<p>児童図書の選書サポートのあり方について【意見】 (p244)</p>	<p>県内の市町村立図書館と協議して、市町村立図書館の間での相互貸借を更に増加させるなど、児童図書の収集についても県内全体での連携をとることを検討すべきと考える。選書のサポートについては、現在の閲覧方式の他にも、市町村立図書館等も含めて、児童図書の選書の考え方を検討する場を提供することも有用であるとする。</p>	<p>巡回による児童図書選定支援は「第二次長野県子ども読書活動推進計画」に定められており、実物を閲覧できるため事業継続の希望が寄せられています。</p> <p>このため、当面は現在の方式を継続しつつ、どのような選書サービスが必要とされているか、意見を聴取し検討してまいります。 (教育委員会)</p>
<p>物流ネットワークの必要性【意見】 (p244)</p>	<p>県立図書館と市町村立図書館間の相互貸借のための物流は、宅配便を利用しており、送料については片道を県が負担している。インターネット予約などによる個人からの直接の申込みに係る送料については、県が往復分の送料を負担している。今後、相互貸借やインターネット予約が増えるようであれば、県内の物流ネットワークの検討も課題となる。</p>	<p>図書館が自力で資料の配送を行うためにはそのための車両や人員が必要であることから、民間でできることは民間にお願いすることとし、宅配便を利用しているところです。更に安価で効果的な手段があるか研究してまいります。 (教育委員会)</p>

<p>施設の管理運営～書庫の保存機能～【意見】 (p245)</p>	<p>書庫は5階建てである。分類ごとにフロアを分けて1階から5階まで利用しており、約56万冊を保存しているが、書庫を拡充する計画は現在のところない。蔵書の充実を図れば、書庫にスペースがなくなるのは明らかなので、外部倉庫の設置など書庫の拡充について具体的な計画を検討する必要がある。</p>	<p>必要性は認識していますが、大規模な予算措置が必要となることから、今後の課題として取り組んでまいります。 (教育委員会)</p>
<p>県立歴史館との関係【意見】 (p245)</p>	<p>県立歴史館が設置されたことに伴い、県立図書館所蔵の古文書については、一部を除き県立歴史館へ移管されることとなった。図書館においても、史料のより適切な保存を図るために、速やかに歴史館への移管作業を進める必要がある。</p>	<p>所蔵している古文書を適切に保存する重要性については認識しており、館内閲覧用のマイクロ資料ができたものから移管に努めてまいります。 (教育委員会)</p>
<p>施設の管理運営～施設管理上の問題～【指摘】 (p246)</p>	<p>平成22年9月に県立図書館を訪問した際、書庫棟6階のドアが開かず入ることができなかった。書庫棟には6階分のスペースがあるが、6階は5階の天井であり、書庫として利用できるのは5階までである。図書館としては、将来6階のスペースを書庫として利用することを考えているが、財政的な理由もありそのままとなっている。県の施設の管理責任者として、施設管理のあり方を改善する必要がある。</p>	<p>図書館建設時から積層書庫は5階までの構造となっており、書庫6階に当たるスペースは床張りもなく使用できない部屋となっています。このスペースを書庫として使用するためには大規模な工事とそのための予算措置が必要となることから、直ちに利用することは困難であり、耐震化工事と併せて工事を行うなど、有効活用を図る具体的方策は今後の大きな課題として取り組んでまいります。 (教育委員会)</p>
<p>施設の管理運営～会議室の有効利用～【意見】 (p246)</p>	<p>3階の床の音が階下の図書室に響くという建物の構造上の理由により、3階の利用が難しい。3階に会議室として利用しているスペースがあるが利用率は高くない。図書館に関連した活動を行う団体などによる利用促進が望まれる。また、会議室の椅子に防音対策を講じるなどして、3階の有効活用を図ることが必要である。</p>	<p>3階には第1、第2及び第3会議室があります。しかし、音が階下の閲覧室に響くこと、第3会議室には冷暖房のダクトが通じていないため夏季と冬季の使用は困難であること、駐車場が満杯で駐車できないとの苦情が多く会議のための駐車スペースがないこと、等が会議室利用の支障となってきました。今後、図書館利用者の妨げにならないような図書館活動を主とした有効活用の方法を検討してまいります。 (教育委員会)</p>
<p>県立歴史館</p>		
<p>直営であることの合理性【意見】 (p253)</p>	<p>現状の業務を今後も継続し、直営施設として運営していくとしても、今後の課題として、博物館機能と研究所機能のあり方や、民間活力の可能性を検討することが必要である。</p>	<p>今後、館の運営や事業のあり方、観光部やさまざまな組織・施設との連携などを検討してまいります。 (教育委員会)</p>
<p>サービスの向上への取組み～運営上の課題について～【意見】 (p254)</p>	<p>ア 県立図書館との関係 図書館には未移管の史料が残されているが、図書館には史料保存に必要な空調設備等施設面の制約がある。史料のより適切な保存を図るためには、速やかに歴史館への移管作業を進める必要がある。 イ 長野県文化振興事業団との関係 企画展を共催するなど歴史館と事業団は一定の連携を図っているが、更に相互の連携を深めていく取組はないか、歴史館としては事業団を更に活用する余地はないのか等、両者の連携のあり方については、今後も継続して検討していくことが望ましい。 ウ 季節の変動への対応 歴史館に限らず、長野県においては冬場の利用率をどのように高めるかが大きな課題である。歴史館もそのことについて問題意識を有しているが、現実的な改善策を見いだすのが難しい状況ではある。このことについては、今後も県として十分に検討し、対応を図っていく必要がある。</p>	<p>アについて 図書館において、史料のマイクロ化が完了次第、歴史館への移管作業を進める予定です。 イについて 事業団の埋蔵文化財センターとの共催事業を一層進めるとともに、信濃美術館や文化会館と連携できることがあるか、検討してまいります。 ウについて 冬季間には、幅広い世代を対象に、さまざまな講座やイベントを実施していますが、大幅に利用率を上げることは厳しい状況にあるため、展示内容や開館時間の効率的な運用などを含め検討してまいります。 (教育委員会)</p>
<p>施設の管理運営の適切性～今後の設備更新について～【意見】 (p256)</p>	<p>歴史館は博物館機能と研究所機能を備えているが、今後、設備更新の需要が予想される。博物館機能と研究所機能のバランスが変化することがあった場合、歴史館のあり方を見直さざるを得ないことに留意しておく必要がある。</p>	<p>現在、設備の更新は厳しい状況にありますが、性能の維持とともに、効率的な設備の導入方法がないか研究し、業務に支障がないように努めてまいります。 (教育委員会)</p>
<p>生涯学習推進センター</p>		
<p>施設の収支状況～研修講座について～【意見】 (p260)</p>	<p>生涯学習推進センターは、市町村と連携して県民の生涯学習を支援する機関であるとともに、専門的、技術的な知識を必要とする教育部門の組織であるため、県としては指定管理者制度にはなじまないものと考えている。また総合教育センターの附置機関となっており、施設管理は総合教育センターが行っている。 研修講座別の受講者数をみると、全体的には、参加割合が80パーセントを超える講座が15講座(23講座の65パーセント)あり、高い実績を示している。しかしながら、講座によっては、参加者が募集人員の約半数と少ないものがある。したがって、より利用者ニーズに対応した講座設定に取り組むことが望まれる。</p>	<p>研修講座については、社会的要請、受講者のアンケート結果、他団体からの要望などを勘案して検討を行い、実施しています。 参加者が少ない講座については、原因を究明し、ニーズに対応した講座設定に取り組んでまいります。 (教育委員会)</p>

<p>施設の管理運営は適切か【意見】 (p262)</p>	<p>施設の中には、利用の実態を把握した上で利用形態の見直しを図ることが望ましいものがある。近年のパソコンやインターネットの普及は著しい。生涯学習推進センターは、駅から遠く交通の便が良くない。施設の利用方法の見直しが必要になると考えられる。</p>	<p>施設の利用については、有効活用ができるよう検討してまいります。また、出張講座の開催や講座DVDの貸出しを実施しており、当センターへの来訪が困難な方々に対しても、効果的な情報発信等を進めてまいります。 (教育委員会)</p>
<p>サービスの向上への取組について【意見】 (p263)</p>	<p>信州らんらんネットは、平成23年1月に行われた事業仕分けにおいて、「不要」と判定された。事業仕分けの結果に対する対応として、県では平成22年度末で信州らんらんネットを廃止することを決定している。 信州らんらんネットは、情報提供事業の中心である「生涯学習情報提供システム」であるが、県としては、従来の情報提供のあり方を見直し、生涯学習の推進に向けた情報発信のあり方を検討するとしている。 生涯学習の情報提供については、IT環境変化の中で、これまでの取組の成果を活かしながら、利用者サービスの向上に努めていくことが望まれる。</p>	<p>信州らんらんネットは、平成22年度末で廃止しました。 従来の情報提供のあり方を見直し、県として生涯学習の推進に必要な情報を収集し、集めた情報を効果的に発信しサービスの向上に努めてまいります。 (教育委員会)</p>
<p>IV 長野県外郭団体 財団法人長野県文化振興事業団</p>		
<p>今後の財団法人長野県文化振興事業団のあり方について【意見】 (p274)</p>	<p>県の外郭団体改革基本方針は、当初の策定からおおむね5年が経過しているが、その主目的とした、県の人的関与の抜本的な縮減による自立的・効率的な経営の実現は、いまだ達成されていない。長野県文化振興事業団によれば、平成8年以降のプロパー職員の採用は、退職者補充による平成21年度の2人及び平成22年度1人の採用のみであり、自立的な経営を行うための人材育成を図り得る環境下にあるとは言い難い。また、指定管理者制度導入に伴い、指定期間に対応した任期付雇用職員等を主体とすることにより人件費を抑制している。しかしながら、舞台制作業務の専門的ノウハウや芸術的専門性の蓄積のためには、長期的な人材育成が必要不可欠であり、そのためには、一定程度の長期雇用職員の存在が必要となる。 県は、長野県文化振興事業団が担っている事業を性質別に区分した上で、県の文化施策に照らして、その実施主体となることの適否を判断するとともに、各事業の目的を明確化し、その目的に沿った将来的な事業戦略を策定し、実行するよう指導・助言する必要がある。 なお、将来的な事業戦略を策定する前提となる事業区分のあり方については、様々な考え方があり得るため、監査人が一義的に定めることはできないが、例えば、①公募の指定管理者として担う事業(例：各文化会館)、②非公募の指定管理者として担う事業(例：信濃美術館)、③施設のあり方を見直すべき事業(例：創造館)、④新規に開拓すべき事業等(例：長野県以外の団体の文化施設等の指定管理業務等)に事業を区分することが考えられる。 また、今般の公益法人制度改革により、平成25年11月までに、公益財団法人として公益認定を受けるか、一般財団法人への移行認可を受ける必要がある。これについても、適宜モニタリングすることが望ましい。</p>	<p>県の文化振興施策における事業団の役割を明確に位置付け、文化施設における指定管理者制度の適用の今後のあり方について、平成25年中に予定している次回の指定管理者の募集に向けて検討します。 公益法人制度改革の対応については、事業団理事会において、それぞれの法人形態のメリット、デメリット等を精査し、方向付けが検討されています。 (生活文化課)</p>

監査委員事務局

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、長野県知事及び長野県教育委員会から、平成23年度定期監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

平成24年3月26日

長野県監査委員 吉澤直亮
同 田口敏子
同 上野紘志
同 風間辰一